



様式（注 10-1）

奈調発第 1 2 2 号

令和 4 年 1 1 月 4 日

■■■■ 殿  
（登録番号奈良第■■■号）

奈良県土地家屋調査士会

会 長 貫 山 伸 一

注意勧告理事会の決議に基づく勧告

令和 4 年 11 月 1 日に開催した当会注意勧告理事会では別添の注意又は勧告決定書のとおり、貴殿の土地家屋調査士としての執務について、注意又は勧告を行う旨決定しました。

同決定に基づき、貴殿に対し業務取扱いの早急なる改善をするよう、土地家屋調査士法第 56 条及び本会会則第 106 条第 1 項によりここに勧告します。

なお、当会会則第 107 条第 1 項により、注意又は勧告に不服があるときは、注意又は勧告を受けた日の翌日から 30 日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して再調査の申立てをすることができます。

以上

注意又は勧告決定書  
(事案番号 令和4年度第1号)

事務所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

登録番号 奈良第 [REDACTED] 号

注意勧告理事会は、次のとおり決定する。

主文

刑法第103条（犯人蔵匿等）、同法第104条（証拠隠滅等）、同法第155条（公文書偽造等）、同法第157条（公正証書原本不実記載等）、同法第158条（偽造公文書行使等）、同法第161条の2（電磁的記録不正作出及び供用）

土地家屋調査士法第1条（使命）、同法第2条（職責）、同法第21条（帳簿及び書類）、同法第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同法第24条（会則の遵守義務）

土地家屋調査士法施行規則第19条（表示）、同規則第21条（報酬の基準を明示する義務）、同規則第22条（他人による業務取扱いの禁止）、同規則第23条（補助者に関する届出）

奈良県土地家屋調査士会会則第88条（会則等の遵守義務）、同会則第93条（報酬の基準に関する明示）、同会則第96条（領収書）、同会則第100条（表示）、同会則第101条（補助者に関する届出）、同会則第103条（補助者の監督責任）

土地家屋調査士職務規定第4条（法令等の精通、遵守）、同規定第14条（補助者の監督責任）、同規定第17条（職務上請求書の取扱い）、同規定第18条（現地調査）

土地家屋調査士業務取扱要領第9条（補助者の監督責任）、同要領第16条（戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の取扱い）、同要領第18条（現地調査）、同要領第45条（建物の調査・測量の作業手順）、同要領第66条（登記申請）、同要領第73条（不動産調査報告書）に違反する行為について厳重に注意する。

また、今後の業務取扱い等については、法令遵守を徹底することを勧告する。

理由

1 [REDACTED] 土地家屋調査士が、奈良地方法務局葛城支局に対し、公正証書原本不実記載等を

させる目的をもって公文書を偽造し、その偽造公文書を公電磁的記録として用い登記申請したことは重大な土地家屋調査士法違反である。

また、                    土地家屋調査士は、上記の事実を隠蔽するため、元従業員と共謀し犯人蔵匿及び証拠隠滅を行った。

- 2                     土地家屋調査士は、日頃より本人確認及び申請意思確認並びに現地確認等を怠り、補助者（未登録補助者を含む）に調査報告書の作成を含め調査及び申請行為の全ての業務を行わせていた実態がある。
  
- 3 上記の行為は、刑法第103条（犯人蔵匿等）、同法第104条（証拠隠滅等）、同法第155条（公文書偽造等）、同法第157条（公正証書原本不実記載等）、同法第158条（偽造公文書行使等）、同法第161条の2（電磁的記録不正作出及び供用）、土地家屋調査士法第1条（使命）、同法第2条（職責）、同法第23条（虚偽の調査、測量の禁止）、同法第24条（会則の遵守義務）、土地家屋調査士法施行規則第22条（他人による業務取扱いの禁止）、同規則第23条（補助者に関する届出）、奈良県土地家屋調査士会会則第88条（会則等の遵守義務）、同会則第101条（補助者に関する届出）、同会則第103条（補助者の監督責任）、土地家屋調査士職務規定第4条（法令等の精通、遵守）、同規定第14条（補助者の監督責任）、土地家屋調査士業務取扱要領第9条（補助者の監督責任）に違反している。